

學校教育法における幼稚園 (一)

— 講 習 筆 記 —

倉 橋 惣 三

一 新しくなつた幼稚園

— 先ず「教育基本法」から —

一 序 説

幼稚園はこの昭和二十二年四月一日から新しくなつた。いままでの幼稚園令は廢止せられて、新しい「教育基本法」に基く、新しい「學校教育法」の中の幼稚園となつたのである。新しい意味において、新しく感じる必要がある。いままでの幼稚園令によつた幼稚園とちがうことを、はつきり考えなければならぬ。

それで先ず、新しい教育基本法との關係からお話して行かなければならない。一體「教育の目的」と云う言葉があるが、これに二つの意味がある。われわれが實際行つてい

れ〴〵の部分の教育の目的と、その大本である國の教育全體としての目的とである。幼児教育の目的は幼児という對象と、幼稚園という特殊な場所に於ける目的であるが、その根本には國の教育全體としての目的という大きな目的があるのを忘れてはならない。それ〴〵の學校の先生はその學校の目的を以てその日〴〵を教育するが、それはいつも國の教育全體の大きい目的に結びつき、そこから發している。それを忘れては本據のない出先の仕事をするだけになつてしまう。ところが幼稚園は同じ國の教育でありながら、學校でないといふところから、なんとなく、その點の考え方に缺陷があつた。すなわち幼稚園も、國の大きな教育目的から出發してい

るものであり、常にそこへ適上ることなくしては、本當に幼稚園の解釋は出来ぬという心もちが、少し缺けていたようである。ところで、今まではとにかく、新たに幼稚園が學校教育法の中に位置をもつた今日、その點がしつかり考えられなければならぬ。同じ學校教育法の中にある大學・高等學校・中學校・小學校それらの目的と幼稚園の目的とは、その部分的目的としては勿論違つてゐるが、學校教育法としての目的においては同一根源に立つてゐる。殊に今度の學校教育法では、その各學校の目的が一貫してゐる。教育の程度はちがひ、教育の質に於て差別はあるが、縦には一貫の連絡が考えられるのである。幼稚園のことを考へるに當つても、これをよく味わなくてはならぬ。それを忘れては、根のない枝を眺めてゐるようなものである。但、學校教育法には、各學校の目的は指示されてゐるが、この大もとの目的は一々書いてない。それを示してゐるのが「教育基本法」である。わが國の教育でこの教育基本法に基づいてゐないものはない。従つて、幼稚園も、その大本の目的を「教育基本法」にさかのぼつて考へなければ明かでないのである。勿論「教育基本法」に保育のことは書いてないが、その根本の目的に就ては、ここからの研究が大切である。今まで皆さんが、幼児とあどけなく遊ぶ間にもたえず「教育勸語」に立脚する事を忘れてゐなかつた如く、これからはすべて「教育基本法」に立脚しなければならぬのである。まあいつてみれば、あなたはどうして幼児保育に熱心なのかと問かれた時、「私は幼児が好き

である。幼児と遊ぶのが楽しい」というだけでなく、幼稚園の目的のためにというと共に、「教育基本法」の目的を幼児に於て實現するためにと答えなければならぬ譯である。我々は花を愛すると共に、それが枝につき幹につゞき大地についてゐる事を忘れる事は出来ない。それと同じ意味に於て、幼児教育者は「教育基本法」を忘れてはならない。又これをもつとさかのばれば新憲法に基づいてゐるのである。

一 教育基本法——第一條(教育)の目的

教育基本法は前文と、條文とから成つてゐる。其第一條に教育の目的が明示してある。

『教育は人格の完成をめざし、平和的な國家及び社會の形成者として、眞理と正義を愛し、個人の價値をたつとび、勤勞と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な國民の育成を期して行われなければならない。』

幼稚園の目的をこのまゝの言葉であらわす事は難しい。しかしこれが幼稚園の目的である。我々の幼稚園も日本の幼稚園である限り、この根本目的を離れて存在しない。そこでこれが幼稚園に如何に結びつくかについて考へてみる。

最初に「教育は人格の完成をめざし」とあるが、幼稚園教育も亦「人格の完成」をめざすのである。幼稚園令には「心身ヲ健全ニ發達セシム」とあり、今度の幼稚園目的にも「心

身の發達を助長し」とあり、この言葉はたしかに幼児發達段階にふさわしい言葉であるが、心身の發達は、教育的には、人格の完成をめざすことに他ならない。幼児の人格完成をめざすことなしに、たゞ歌をうたい、遊戯をし、畫をかいているのでは、幼児のお相手であつて教育ではない。但、人格の完成ということは容易のことではなく、教育ではそれをめざしているのである。めざすということにおいて幼稚園も、他の教育と共に少しもかわりはない。人格完成ということは小學校・中學校・高等學校・大學でも容易でないが、その完成の長い大きい仕事をめざすことにおいて幼稚園も當然參加している。さてこゝで特に注意をひきたいのはめざすということである。めざすというのは、先きをねらつていふことである。あの幼い子に、「人格完成して頂戴」「若し人格が完成出来たら、知らしてくれろよ」と云つてみたところで實にたわいが無い。又、めざすとは、今いるところから先きを望んでいふことである。何處からめざしているかと云えば此處からめざしているのである、今立つていゝ處から千里のはるかめざす。此處に立つていゝのでなければ、夢みていゝるかふうわりしているかである。めざすということに意義があるのは、あの千里の先も此處からといふ此處が大切なのである。たゞ夢みる心は、こゝを忘れて將來を想ふこともあろう。しかし教育というじみちなことでは、こゝの可能性が大切である。人格を完成しようとして、今を踏んで行つては困る。現在を忘れてはいけぬ。それどころか、將來の遠い希

望の可能性を現在そのものに確信して現在を大切にしているのである。

そこで問題を變えて「人格とは何ぞや」ということについて考える。多くの人格論は人格の完成したところに就いていふ。つまり出来上つた人格である。しかし出来上つた上のことばかりでなく、今がもつ可能性に立脚して云う意味では、出来上つた人格の形よりも、その構成要素が大切である。出来上つた形で云う時は「格」と云う字が大切な意味をもつ。しかしだん／＼出来て行くであらうといふ今では「人」と云う字が根本である。私達の幼稚園ではこの四月新に幼児を受取つたが「人格」としてちやんとしたのは一人もいない。しかし格こそ出来ないが「人間」である事は實にいき／＼と充分に感じた。元來幼稚園での私達の楽しみは生の人間性におつかることである。幼児にはまだ人格は出来ていないが、最も人間のである。それを人間性といおう。ところで、人格は格であるが、人間性を離れた人格はない。人間性の無い人格は干物である。修身の先生から見れば幼児は不完全極まる人格だろが、人間性は實に溢れとぼれるほど豊かであり、形をなさないで漂いみなぎつていゝ。この人間性にこそ將來の人格が今からめざされる。そうしてこの人間性の發展にこそ人格が期待されるのである。格の完成した形ばかり考へて、この人間性を忘れたのでは、人格の本當の成長を考へていゝとは云えない。内輪話をすれば、教育刷新委員會でこの原案を討議している間には「教育は人間性」といつた言葉も使わ

れた位である。成文としては人格の完成となつてゐるが、人間性という心もちは當然含まれてゐると考へてゐる。それは、教育というものを眞生命において考へるものにとつて當然のことである。しかもこの文で大切なもう一つの點は人格完成を「めざし」とあつて「せしめ」とないことである。「せしめ」という言葉使用に關しては、また後に學校教育法の中で考へるが、めざすとだけ言つて、せしめと強く言わないところに、人間性から人格への自然のつながりの妙味が感じられるのである。實に幼児教育では、人格論も、人間性啓發に盡きるといつてもいいであらう。

但、學校教育法の幼稚園のところには、とりたてて、「人間性」という言葉は出て來ない。併し、牛の仔や豚の仔の幼稚園でない限り、これは當りまえのことである。又更めて書いてないけれども、その學校教育法は教育基本法に基いてゐるのであるから、これは云うまでもないことである。若し、教育基本法なしに、直に學校教育法の第七章のみを見ては「人間性の啓發」という幼稚園教育の主目的がはつきりしないかも知れない。そんなことがあつたら、それこそゆゑしいことである。どうしても、教育基本法第一條から考へてゆかなかねばならぬ。

教育の目的として、殊に平和的、民主的、文化的教育において、「平和的國家社會の形成者になる」「眞理正義を愛す」ということの大切なのは素よりである。幼稚園教育としても、これを大切な目的としなければならぬが、それはもうよ

くお分りのことと思つので、次の「個人の價値を重んずる」ということに就て一言する。私達は小さい子に對しては、愛する心の體にほやけ、個人の價値を重んずるといつた觀念が少くなりがちである。僅に心理學的・科學的根據に於て個性を重んずることはしても、個人としての價値の尊嚴をしつかりと思つていないことがあり易い。又私共は、幼児自身をして眞に個人としての價値を重んじさせるように教育してゐるか。これも幼児に今すぐ完全に要求することは出來ぬが、幼児が生物的知識的に發達するばかりでなく、「個人の價値を重んずる」人間に發達しなければ教育とはいえない。このことは幼稚園の教育の實際の中に、網の目のようにこまかく入つて來る問題であつて、我々はいつもこの大切な目的を忘れてはならない。次に、「勤勞を重んじ」ということであるが大人の勤勞の場合の意味がそのまま、幼児にあてはまらぬ事は勿論として、しかも幼児の中にも立派にある問題である。勤勞の生産的意義などは別として、勤勞的性格という意味では、幼児教育の目的の中で、しつかり考へられていなければならぬ。次の「自主的精神」。これは平易な言葉で云えば「自分の事は自分でする」と云うことである。幼児教育で昔から重きをおかれてゐることであるが、特にデモクラチクな生活者として、その大切なことは論ずるまでもない。

以上、教育基本法における教育の目的の略説であるが、幼稚園教育に於ては毎日幼児と遊び、はたから見たら全くたわいな

的を目的としてゐることを忘れてはならない。幼稚園教育の眞意を知らない人は「幼稚園の先生は本當に大變ですわね」と云う。そしてそれは子供と一緒にねまわつて疲れるだろうということ、こま／＼した世話の一通りでないことを指すのである。けれども眞に大變なのは、そんなことでなく、あの幼兒を相手に、この教育目的を實現せんとすることである。小學校・中學校・高等學校・大學と、だん／＼上の學校では、大してむつかしくないかも知れない。しかし、幼稚園では實にむつかしい。大きな目的を持つてゐる人は、目的が目のだけで終つてしまふし、幼兒に即してゐる人は餘りに即してしまふ。教育としてはこの兩方が一つにならなくてはならないのである。

三 教育基本法第二條(教育の方針)

第二條には教育の方針が書かれてゐる。

「教育の目的は、あらゆる機會、あらゆる場所において實現せられなければならない。この目的を達成するためには、學問の自由を尊重し、實際生活に即し、自發的精神を養ひ、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と發展に貢獻するように努めなければならない。」

この中で「實際生活に即し」と「自發的精神を養ひ」との二つは、程度の高い學校で學問が教授される時、甚だむつか

しい事にされてゐる。實際生活に即するといふことは、學ぶ事實が高くなる程むつかしくする。しかもそれに對して、新しい教育では實際生活に即することを重んずる。たとえば、新制中學校の大きな特色であり、大いに苦心されてゐるところでもある。實際生活に即そうとすると、とかく學問的知識が薄くなりがちである。學問的知識というものは抽象であり、事實實際から遊離し易い。だから實際生活に即して、學問的知識の程度を下げぬやうにといふことはむつかしいとされる。しかしこれが幼兒教育に於てはどうか。幼兒に於て實際生活とは遊んでゐることである。大人のように大工さん、鍛冶屋さんにと云う實際生活ではないが、幼兒に於ては遊びは實にリアルな實際である。幼稚園において、遊戯わけても自由遊戯を尊重する理由はいろいろあるが、その一番深い理由はそこに幼兒の實際生活があるからである。「畫のかき方」「歌のうたい方」「ものゝ作り方」等は幼兒として藝術であり、作業である。それにひきかえ、自由遊戯は實に幼兒の實際生活である。自由遊戯は、大人がこれを見る時、ロマンチックであり、ふうわりとしたものである。しかし幼兒自らにとつては實にリアルなのである。若し先生が、「砂で汚れた手を洗ひ實際生活を離れて、教育の中にお入りなさい」と言つたとする。すると幼兒は、こう云うであらう。「私は先生の教育のあいだは空虚なのよ。先生が云うとおどしてゐれば、筋肉は發達し、技能は進歩し、知識はつけけれども、それは私の實際生活ではあつません」と。それに對して、遊

んでいる時、幼児は彼等としての實際生活に充實してゐるので、幼稚園としては、そこに即してゆかなければならない。自由遊戯を藝術的・心理學的・休息的に尊重してゐる人は多いが、私が幼児教育に自由遊戯を尊重するのは、それによつて實際生活に即して教育してゆけるからである。

次に「自發的精神を養ひ」。この自發的という言葉は從來も使ひ古るされて來た。しかし實際生活を離れた自發的とはどう云うことにならうか、それは癡言である。さあ、實際生活をやめて教育に來れということは、上の學校では行われるであらうが幼稚園では意味がない。保育の合圖の鐘をならし、その中で無理にさせる事、すなわち遊戯的實際生活から離れて來させては、決して眞の自發は出來ない。幼児が面白がつてしたからと云つて、本當の自發ではない。本當の自發は實際生活にそくした中においてこそ行われるものである。こゝまで考えた時「自發的精神を養ひ」ということの、幼稚園教育の目的としての意味がわかつてくる。

四 教育基本法第三條以下

第三條は教育機會の均等の事について述べてある。憲法に基づいて人間は皆平等である、教育を受くるの權利に於ても平等である、故に幼稚園の教育も、すべての幼児に一元の義務教育としてなされてよい筈である。しかしこれは制度上の事であるから多く言わないとして、私のこゝで云いたいのは、萬一、折角幼児を集めながらその教育に差別があつては

ならぬことである。

第四條は義務教育の事。九年とすることで幼稚園には今直接關係がない。しかし幼稚園の義務制は教育刷新委員會の希望決議になつてゐることで、その實現の一日も早いことを望み待つ。

第五條は男女共學が教育上認められねばならぬと云う事。幼稚園では今までも男女を差別してはいない。たゞたとえ一緒にしていても、男女に對する先生の考がいびつであつたら、本當の保育ではないであらう。

第六條は法律で定める學校は公の性質を持ち、法で定めざる學校の教員は全體の奉仕者であるという事。この「全體の奉仕」とは何か或る主體への奉仕でなく公の奉仕であると云う意味である。但、その意味は前の非民主的の「公」とは變つてゐるが學校の設立が公立であらうと、私立であらうと社會全體のためにする公の性質のものであるということである。

第七條は社會教育の事。

第八條は政治教育の事。

第九條には大事な宗教々育の問題が書かれてある。宗教は信仰の自由を憲法で保證されてゐることで、その意味では問題はない。又、宗教は人間性の一つの動きであつて、人間性の開渡の上からは獎勵せらるべきことである。しかし學校教育となると社會的關係に於て問題が起る。そこで「宗教に關する寛容の態度及び宗教の社會生活における地位は、教育上これを尊重しなければならぬ」。國及び地方公共團體が設置

する學校は、特定の宗教教育その他宗教活動をしてはならぬ。「」という表現がしてあるのである。宗教はそれ／＼の特質に於て、それ／＼自由な信條をもつものであり、それは各自尊重さるべきものであるが、しかしそれを偏し教育することとは、公の學校として困難な問題にぶつかつてくる。そこでこのような表現をしたわけである。特定なる宗教を布教する事を許されていないと共に、宗教的寛容が強調されているのである。宗教的寛容とは、自分の信仰を尊重すると共に、人の宗教を尊重するということであり、人が銘々の宗教を持つのを妨げないことである。これは、現に持つてゐる信仰を妨げないという意味にとゞまらず、將來如何なる宗教を信じてもいゝものに對して、幼時から偏狹な考え方を押しつけてはならないという意味も含まれる。殊に幼稚園教育に關する限

二 學校教育法における幼稚園の目的 (上)

一 序 説

學校教育法において、その第七章が幼稚園になつてゐる。教育法の全體を通しては、第七十七條から第八十一條までである。

第七十七條（幼稚園として第一條）で、幼稚園の目的を示し、第七十八條（幼稚園として第二條）で、幼稚園の教育目

り、宗教教育は、將來どんな宗教にでもその子がいけるところの「宗教に關する寛容なる態度の」教育をすべきである。それが學校（幼稚園）としての正當の態度である。あなたの宗教をその子らが將來もつことを希望されるのは當然である。しかし法によつて立てられている學校は布教機關ではないことも當然である。そこに宗派教育と宗教教育との別もあり、宗教教育における寛容の教育の意義もあるのである。

第十條は教育行政の事。

第十一條は以上の補足。
さてこの「教育基本法」にもついで學校教育法が出来てゐるのである。その中に「學校とは小學校、中學校、高等學校、大學、盲學校、聾學校、養護學校及び幼稚園をいう」とあつて制度上學校以外の別扱いになつてはいないのである。

標を示してある。目的と目標とを分けてあるところに新規定の一つの大きい特色がある。目的とは遠い處にある。但し教育基本法に示されたところが一番近いわけである。それからだん／＼近よつて來るわけであるが、その大目的を實現するために幼稚園のもつ任務、すなわち幼稚園というものの目的である。目標とは、その幼稚園において幼児に達成したい目標である。保育の實際によつて實現して行かねばならぬ

あてである。目標を立てずして目的へ行くことは出来ない。そういう意味で目的と目標とを區別する。これまでは目的と目標とが區別されず、ごちゃ／＼になつていた。幼稚園令では目的を示し目標を示さぬところに自由な奔放な處があつたともいえるが、はつきりしないことも起つた。

二 幼稚園の目的

まず目的を問題としよう。

『幼稚園は幼児を保育し、適當な環境を興えて、その身の發達を助長することを目的とする。』

「それはそうさ」と思う人もあろう。しかしお互いにとつては、これはなかなか意味深い表現である。

先ず考えてゆく便法として、前の幼稚園令とくらべてみよう。これまで幼稚園の先生の中には、勅令幼稚園令第一條を知らない人があつた。間もなく變るだらうからというので覚えなかつたのかもしれないが、その先見のとおり、今日變つたわけであるが、その幼稚園令第一條は「幼稚園ハ幼児ヲ保育シテソノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス」となつていた。このどこにも誤謬も餘計な點もない。しかも今度變つた所から見ると研究上の鋭い興味が出て来るわけである。

先づ第一に、幼児を保育といふ言葉は前と變りがない。今度の第七十七條にも嚴として存在する。これによつて新舊に

かゝわらず「幼稚園は幼児を保育し」という言葉の大事さがわかる。これは幼稚園の諸君のお集まりで云うのは無用の事かも知れない。しかし私はいつも幼稚園の先生にこれからなろうと云う人々には、しつかりこの點をわかつてもらうようにしている。それは、この點がしつかりしていないと、幼稚園として、とんでもない方向へそれてしまうからである。皆さんにはもうよく御承知の事とは思ふけれども、もう一度新しい感覺を以て考へて行きたい。幼稚園は「保育事業」だと云うのが社會通念になつてゐる。けれども「保育事業」だと云う言葉は幼稚園の何處を捕えて云つてゐるのか。その言葉の云わんとしている點に於て間違ひはない。しかし何處を捕えていつてゐるのかと云う點はよく考へなければならぬ。

これは幼稚園の教育のし方をいつてゐるのである。だから「幼稚園は保育事業」と云う言葉が幼稚園の全目的をいつてゐるものと考えたら不十分である。即ち假にも「幼稚園は教育事業なり。」と云う言葉を導らぬ事があれば大變である。幼稚園は保育事業であるが、保育事業たる以上に教育事業である。これをはつきりきめておかないと幼稚園が死んでしまふ。これは、私一個人の幼稚園に對する見解・意見・希望からいつた單なる理想論ではない。本質的な問題である。今それを辨證的にいつてみよう。今や幼稚園は學校教育法の中に入つてゐるのである。前の幼稚園令の時ですら、教育事業だと云われていた。それが學校教育法中に入つた今日、明らかに教育事業たる小學校・中學校・高等學校・大學とは別の本

質のもので、小學校・中學校・高等學校・大學は教育事業だが、幼稚園は教育事業でない、どこからいふことが出来よう。今までは幼稚園令として獨立していたから、いろいろにも考えられたかも知れない。ところが今度は、はつきりと教育を規定する學校教育法の中に入つてゐるのである。これは本質的に「幼稚園は教育事業なり」と云うことが、しつかり確立されたものと云わなければならぬ。國家は教育を規定する教育の法律の中に幼稚園を入れてゐるのである。この理論的根據に基づき、私は「幼稚園は教育事業なり」とはつきり云う。

さて、「幼稚園は教育事業なり。」と云うのに何故「幼児を教育し」と書かないのかという事になる。「保育し」など云うから幼稚園本來の「教育」の方面が忘れられてくる。だから「保育し」をやめて、幼稚園に限り「教育し」としようというのが、幼稚園を理解し、頭のいゝ人々の間に云われて來たこととすらあるのである。しかし「保育し」と書いてある。何故であらう。結論としてこう云える。幼稚園の目的が教育にあると云うのは、假に相手が幼児である事を考えず、これも亦人間であるという事だけで考えた場合であると思う。皆さんはあの幼児を抱いて、實に人間であると思うであらう。幼児が三歳の子・四歳の子たる事を忘れるのではないが、人間として抱いてゐる時、皆さんは幼児を教育する事を考える。しかし、實に三歳である。四歳であるという事に心がそがれた時に、保育してやらねばならぬと考えるであらう。こゝ

で私は「保育」と云う言葉を用いる。つまり幼児に於て「教育」とは「人間事業」である。この意味では幼稚園は教育である。たゞ、いとけなき、自らを自らで處理出来ぬ幼児であるのを思う時「保育」という言葉が現われてくる。

保育とはあの幼児の幼い生活を細やかにケヤイ即ち世話する事である。イギリスのナースリースクールではケヤイと云う事をよく云い、アメリカの今日の幼稚園でも多く云われてゐる。大學生に對してはケヤイする必要はない。勿論息子の全生活を心配してゐる親は、幾歳になつても care を忘れられない。しかし學校は一ますケヤイから離れて教育の面を持つが、幼稚園は相手があの幼児であるからケヤイをば忘れないのである。ケヤイは、「細やかに世話をすることである。」「はなが出たら自分で拭け。こちらは教育する。」「怪我をしたら自分で薬をつける。先生は教育者なり」これではやつて行けない。自らおのれを支えられぬ *helpless* な幼児である。誰かと世話しなければならぬ。だから多分にケヤイが入つてくるのである。保育所の方々は母の忙がしさに家庭でケヤイしてもらえぬいじらしい子等の爲に、教育の事に心の動く前にケヤイの心が先ず動いていられるのであらう。飢えたものに食らわせ、寒い者に衣服を興え、汚れた者を洗つてやる。それを精一杯行われるところに尊い保育事業の姿がある。しかし、これは保育所に限らない。教育を目的として出發した時でも、幼児事業であるからにはケヤイをはなれる事は出来ぬのである。すなわち目的として教育でも、相手の

年齢に基づいてケヤイがなくてはならないのである。私は敢えて年齢に基づいてと云う。「社會的實狀」からいえば多分にケヤイしてやらなければならぬという必要分量がある。逆にいえば、先生という人によつて我子のケヤイをして貰はねばならぬ「家庭状況」もあろう。そうしたことの如何にかゝらず保育は、幼児の「年齢」に基づく必要である。

ところで、いままでのところは、對象の年齢に基いてケヤイの必要な事をのべて來たが、こゝに、もう一つ、それとは別にケヤイの必要な考え方がある。一體教育と云う事、特に人間教育という事に缺くべからざる事は、教育者と教育を受ける者との人間的結びつきである。これなしに教育は出來ない。大學生と先生でも人間的にふれ合う事なしには教育出來ない、高等學校、中學、小學生に於て愈々然りである、大まかに中學校上級生から大學にかけての接觸では、先生の學問にふれると云う事もあり、人格にふれると云う事もある。しかし幼児に對して「學問的意見を交換しよう」という事も出來ないし、幼児の方から、「あの先生は學問的蘊蓄があるから」と近づいて來る事も、「人格的にすぐれているから」としたつて來る事もない。ところが、また、人間的だといつて幼児をいくら抱きしめてみたところで、結びつくものでもないし頼みずりしてみても結びつくものでもない。幼児を眞にあなたに結びつけるのは一體何であらうか。曰く「愛を持って」と誰れもいう。しかし、愛といつてただ、心を心に通わせ得るものでもない。實際に鼻汁を拭いてやるより他はない。私は

いつも世の母達に云う。生んだが故にその子がなつくと思つて間違ひである。「お前を生んだのは私だよ」といつてみても子供は只「そうですか」と答える文であらう。なつくのは世話をし、實際に育てゝいるからである。細かい世話がゆき屈くからである。幼稚園の先生とて同じである。但し、結びつく爲に世話するのではないが、手が濡れていれば拭いてやる、その何でもないような事が始終ある時あなたとその子と結びつくのである、教育は人間的接觸なしには出發しない。そして相手が幼児だからケヤイなしには人間的接觸は出來ない、保育する事なしに教育する事は出來ないのである。

さて第一段では年齢的であり、第二段ではケヤイの道を通らずしてその子を教育する道はないといふ事をのべた。どちらにせよ、教育はその上でのことである。但しケヤイがすんでから、それから教育にとりかかると云うのではない。世話を通じての教育であり世話なしに教育する可能性はないといふ譯である。幼稚園が「保育」という字を忘れぬ所以はこゝにある、必要の方面から始めた保育所の方が保育するのは當然であるが、その必要が多くなく始めた場合でも、保育する事なしには幼児教育出來ないのである、ケヤイして下さる先生が歌つて下さる。聲を描いて下さるのである。そのケヤイを忘れてしまつて、只歌の問題、訓育の問題としては幼児教育は成立しない。この意味で「私は教育者たる前に保育者たる事を望む」と皆さんがおつしやつてもいいのである。

以上、保育を強調してきたが、だからと云つて幼児を保育

せんとする人は保育だけで事了るものではない。保育の必要に迫られ、それに揮身の努力を捧げてなほ足りぬと云う保育專業者にしてもそれ丈では事了るまい。此處が「幼児教育は保育だがやはり教育だ。教育的精神なかるべからず」という所である。これについて私は或る歴史的話を申し上げよう。フレーベルが幼稚園と云う言葉をこしらえるについで、多くはフレーベルの心理學が、兒童觀が、教育論が、フレーベルの幼稚園をこしらえたといわれる。しかし歴史的事實で忘れる事の出來ないのは、フレーベルは幼兒の教育が必要であり可能である事を考えてベルリンの託兒所を見學した事である。これは學説のかけに隠れてあまり知られていない事かも知れないが、そのフレーベルの見た託兒所でケヤーをすると同時に教育的精神があつたら、フレーベルは新に幼稚園を作らず、これに参加する丈でよかつたであらう。しかし當時の託兒所はケヤーのみにとどまり（實はそれもほんとうには出來ず）頗る非教育的であつた。フレーベルはケヤーの必要を認めめたが、特に教育精神に出發して、當時の託兒事業を刷新するべく幼稚園をこしらえたのである。その幼稚園は實にフレーベルの教育哲學を一ぱいにした教育事業であつたが、そこに來ている大多數は靴のない子であつたからケヤーなしに過す日は一日もなかつたのである。フレーベルの幼稚園はとかく花園の如き物と考えがちであるが、實はこういう處であつたのである。更に話をさかのぼらせて、そのフレーベルを失望させた託兒所とはどういふものか。昔アルサスロレンスの

地に大そう慈悲心に細やかなる教會の牧師さんがあつた。彼はその教區の子が親から捨てられてゐるのを可愛そうに思ひ打捨て難く思つた。ところが幸に某處に働いていた女中が非常に慈愛に富んでいて、徹底的ケヤーの仕事をした。これが託兒所の始まりである。さてこの牧師さんは「何とお腹の空いた、汚い着物の子であらう」と思ひ、それがいじらしくてたまらなかつたにも相違ないが、人間として見る心の中には、その子の胃袋の問題、衣服の問題の他に、魂の問題をも心配したに相違ない。又、それを引受けた女中もそのことに無關係であつたとは考えられない。こゝに、託兒所の崇高なる起源があるのである。その後現代都市の發達の上からとり敢えず工場に託兒所をおいた。こゝには現代都市生活に基づく託兒所が發達したのである。この現代に起つた物とアルサスロレンスの物とどんな關係があるかは此處では論じない。簡単に云えば、アルサスロレンスの慈善事業であつたし、後の現代の物は社會事業であつたのである。ところで、フレーベルのみた託兒所がそのどちらであつたか私は知らない。或は慈善事業として慈善心の薄らぎつた託兒所であつたか、初めから單なる社會理念上の事業であつたか、どつちにしても、當時のドイツの託兒所はフレーベルをして満足せしめなかつたのである。